

「熊本市新庁舎整備基本計画策定及び基本設計・実施設計等業務委託プロポーザル」質問及び回答

※No.は質問全体の通し番号です

No.	書類名	ページ番号	項目番号・項目名	質問事項	回答	担当課
18	実施要項	7	6 参加資格 (5) 協力会社に関する条	本業務内の、例えば基本計画策定業務において、特定の主任技術者を配置するのではなく、組織として協力を依頼する予定の会社については協力会社調書を記入する必要がありますか。	配置予定技術者を選定するか否かに関わらず、プロポーザル実施要項7ページ目「6 参加資格(5) 協力会社に関する条件」に記載の「※ここでいう協力会社とは、元請事業者から再委託(下請負)を受けて専門工事を行う事業者のことを指す」に該当する場合は、協力会社調書のご提出をお願いします。 なお、配置予定技術者を選任しない場合において、様式第6号の協力会社調書をご提出される場合は、「・・・について、一部業務の主任技術者を協力会社の者を従事させたい」という申請文のうち「主任技術者」の文言を削除し、当該様式の3(4)主任技術者名についても削除の上、ご提出下さい。	庁舎周辺まちづくり課
19	様式集	3~4	第3-1号 ~第3-2号	署名欄に事業者名・共同企業体名とありますが、3-1については代表構成員の企業名、3-2についてはその他の構成員の企業名を記載し、それぞれの代表者職氏名について記載すればよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	庁舎周辺まちづくり課
20	様式集	7	第5-2号	共同企業体の場合、構成員すべての分を添付することとありますが、社名の記入欄がありません。適宜所在地、社名、代表者名等を記入し、捺印すればよろしいでしょうか。	様式5-2については、様式5-1と併せて添付して頂くものであるため、様式5-2には社名の記入欄を設けておりません。つきましては、共同企業体の場合、各構成員分の様式5-1及び5-2を揃えて頂き、ご提出をお願いします。	庁舎周辺まちづくり課
21	様式集	8	第6号	商号又は名称とありますが、事業者名・共同企業体名でなくてよろしいでしょうか。	事業者名・共同企業体名の記入をお願いします。	庁舎周辺まちづくり課

22	様式集	10～15	第8号 ～第9-5号	実績の施設概要として高さを記入する指定がありますが、PUBDISには高さの記入はありません。よって、高さの部分は削除してよろしいでしょうか。	PUBDISの登録に係わず、建築物の概要として、高さもご記入下さい。	庁舎周辺まちづくり課
23	様式集	10～15	第8号 ～第9-5号 欄外備考※3	庁舎の用途に供する部分の床面積が確認できる書類について、単一用途の場合は確認済証等、延床面積が記載されている書類でもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	庁舎周辺まちづくり課
24	様式集	11	第9-1号 ～第9-2号	管理技術者および建築（総合）主任技術者の実績について、基本計画策定と基本設計及び実施設計業務の実績を同一人物が満たさない場合（配置予定者が2名いる場合）、様式9-1および9-2についてはそれぞれ2枚（基本計画の実績を持つ者の分、設計の実績を持つ者の分）作成すればよろしいでしょうか。またその場合、実績の記入欄は1名につき1つとしてよろしいでしょうか。	貴見のとおり、配置予定技術者毎に配置予定技術者調書を作成願います。なお、業務実績の記入については、1以上の記載があれば構いません。	庁舎周辺まちづくり課
25	様式集	11	第9-1号 ～第9-2号 ア 業務実績	基本計画の業務完了は「基本計画書」などの資料に記載の年月日でもよろしいでしょうか。 ※基本計画に加え、設計業務を一括で受注した実績の場合、基本計画の業務完了について明確な区分けが存在しないことがあり、日付を確定することが難しいため	貴見のとおり、一括で受注した実績において、基本計画の業務完了について明確な区分けが存在しない場合は、「基本計画書」などの資料に記載の年月日で構いません。 ※「基本計画書」の考え方については、No.26のとおり。	庁舎周辺まちづくり課
26	様式集	11	第9-1号 ～第9-2号 欄外備考※3 3つ目	基本計画の内容を証する資料は「基本計画書」などでよろしいでしょうか。また計画書の内容によっては概要が定まっていない場合がありますが、その場合は記載のあるおおよその数値や構造でよろしいでしょうか。	ご質問の「基本計画書」が基本計画に該当するかについては、選定委員会で審査し、当該成果品が、基本的な設計方針や予算規模等が取りまとめられていること、これを基に基本設計に着手していること等、本業務の「新庁舎基本計画策定業務特記仕様書」において求める内容と同等のものであると認められることが必要となります。については、これらが客観的に判断可能な資料（委託仕様書等）をご提出いただくようお願いします。 また、併せて当該基本計画の成果品として、建築物の情報が分かるものをご提出いただくようお願いします。	庁舎周辺まちづくり課

27	様式集	11～15	第9-1号 ～第9-5号 ア 業務実績	構造の記入例に「耐震工法」とありますが、免震構造や制振構造の場合はそれぞれ「免震構造」「制振構造」と記載すればよろしいでしょうか。また耐震構造の場合でも記載は必要でしょうか。	「免震構造」「制振構造」「耐震構造」の別をご記入下さい。	庁舎周辺まちづくり課
28	様式集	13～15	第9-3号 ～第9-5号 欄外備考※3 2つ目	「基本設計及び実施設計が異なる建築物」とありますが、これは参加資格条件から考えて、同一の建築物の設計に対し、基本設計と実施設計の契約が別の場合ということでしょうか。その場合、業務名称は基本設計ならびに実施設計の名称を記入するとして、概要等については実施設計の際の数字を記入すればよろしいでしょうか。	ご質問の「基本設計及び実施設計が異なる建築物の場合」とは、「同一の建築物の設計に対し、基本設計と実施設計の契約が別の場合」を指すものではありません。プロポーザル実施要項5ページ目「6 参加資格（ウ）」において「基本計画策定、基本設計及び実施設計の業務実績については、同一の建築物でなくても構わない」と記載があり、基本設計と実施設計の業務実績が、それぞれ別の建築物のものでも構わないとの意図です。なお、基本計画策定、基本設計、実施設計の各段階において契約が異なる場合は、それぞれの業務毎の成果品としての情報を記載して下さい。	庁舎周辺まちづくり課
29	別紙4 評価基準	3	評価項目1 (1) - 2 欄外備考※3	「基本設計と実施設計の業務実績が異なる建築物の場合」とありますが、これは参加資格条件から考えて、同一の建築物の設計に対し、基本設計と実施設計の契約が別の場合ということでしょうか。その場合、面積が小さいほうを実績とするとありますが、面積の大小を問わず実施設計の面積（最終的な実績における面積）を実績とするべきではないかと思いますがいかがでしょうか。	ご質問の「基本設計と実施設計の業務実績が異なる建築物の場合」とは、「同一の建築物の設計に対し、基本設計と実施設計の契約が別の場合」を指すものではありません。プロポーザル実施要項5ページ目「6 参加資格（ウ）」において「基本計画策定、基本設計、実施設計の業務実績については、同一の建築物でなくても構わない」と記載があり、基本設計と実施設計の業務実績が、それぞれ別の建築物のものでも構わないとの意図です。	庁舎周辺まちづくり課
30	別紙4 評価基準	4	評価項目2-1 ～2-2 欄外備考※4	「配置予定者が2人以上いる場合は、延床面積の大きい実績を持つ者を評価の対象とする」とありますが、基本計画の実績を持つ者と基本設計・実施設計の実績を持つ者が別の場合の評価となるのでしょうか。基本計画と基本設計・実施設計の業務の実績について求められている条件が全く異なりますので、面積の大小で評価対象とするべきではないかと思いますがいかがでしょうか。	<p>・まず、プロポーザル実施要項5ページ目「6 参加資格（2）配置予定技術者の条件」に「配置予定技術者を各1人以上配置すること」としている理由は、本庁舎と中央区役所の業務実施体制が別になるケース等を想定しているためです。</p> <p>・評価項目2-1は「基本計画」に係る実績を、評価項目2-2は「基本設計及び実施設計」に係る実績を評価するものです。仮に「基本計画」の配置予定技術者が2名いる場合には、延床面積の大きい実績を持つ者を評価の対象とします。</p> <p>・評価項目2-2については例を用いて説明します。 配置予定者が2名おり、技術者Aが20,000㎡の基本設計と実施設計の実績があり、技術者Bが、10,000㎡の基本設計の実績と25,000㎡の実施設計の実績を有していたと仮定します。 この場合、技術者Aの実績は20,000㎡、技術者Bは、延床面積の小さいほうの10,000㎡が実績となります。さらに、2人以上の配置予定者がいるので、延床面積の大きい実績を持つ、技術者Aについて（20,000㎡）で評価を行うこととなります。</p> <p>なお、延床面積の実績における加点の考え方については、当該事業者選定にかかる選定委員会にて決定しておりますのでご理解いただけますようお願いいたします。</p>	庁舎周辺まちづくり課

31	別紙4 評価基準	4	評価項目2-2 欄外備考※3	「基本設計と実施設計の業務実績が異なる建築物の場合」とありますが、これは参加資格条件から考えて、同一の建築物の設計に対し、基本設計と実施設計の契約が別の場合ということでしょうか。その場合、面積が小さいほうを実績とするとありますが、面積の大小を問わず実施設計の面積（最終的な実績における面積）を実績とするべきではないかと思いますがいかがでしょうか。	ご質問の「基本設計と実施設計の業務実績が異なる建築物の場合」とは、「同一の建築物の設計に対し、基本設計と実施設計の契約が別の場合」を指すものではありません。プロポーザル実施要項5ページ目「6 参加資格」(ウ)に記載があるとおり基本設計と実施設計の業務実績が、それぞれ別の建築物のものでも構わないとの意図です。	庁舎周辺まちづくり課
32	様式集	-	-	全ての様式について、指名願いで委任先として登録されている支社代表者の押印で宜しいでしょうか。	プロポーザル実施要項「6 参加資格（1）参加資格イ」の登録の際に、本社から支社へ各権限を委任されている場合は、支社代表者の押印で構いません。	庁舎周辺まちづくり課
33	様式集	10	第8号	基本計画、基本設計及び実施設計の実績は、それぞれ1件の記載で宜しいでしょうか。	業務実績の記入については、1以上の記載があれば構いません。	庁舎周辺まちづくり課